戦争・死刑と国家。そして国家と人民(117) (Eメールニュース「みやぎの九条」2019年4月15日号)

小田中 聰樹

(東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(2016年12月の第二回目に入ります。沖縄問題を解明します。)

I 戦争法の実施過程

c 沖縄と戦争

(1) ②2016年12月2日、日米特別行動委員会(SACO)の最終報告から20年経った最終報告とは、沖縄県内の米軍基地=施設の計5000~クタールの返還に合意したものである。そのきっかけは、1995年9月に発生した少女暴行事件である。その事件への怒りと減らない基地への不満とが相俟って県民総決起大会には約8万5千人が参加する事態となった。日米当局は、対応策として基地負担軽減をめざしてSACOを設置し、一年間の議論を経て発表したのが11施設の返還計画であった(12月3日朝日新聞)。

⑤しかし、発表された返還計画の多くは「県内移設」の条件付きであったため移設 先の反発を招き、2016年12月までに返還 が実現したのは結局読谷村や金武町などの 5施設・計454~クタール)に留まった (同年12月には米軍基地・北部訓練場の 過半数約4000~クタール返還の予定)。 つまり沖縄に米軍基地負担が**7**割集中する構図は改善されていないのである。

(2) @2016年12月6日、日本被団協結成60年事業として、連帯交流ツアーと並んで「ヒロシマ、ナガサキ、沖縄戦をめぐるシンポジウム」が那覇市内で開催された(12月7日赤旗)。

沖縄国際大学名誉教授石原さんと被団協 事務局次長木戸さんが「被爆者の願いと残 された課題」を報告した。

⑤石原さんは、沖縄戦は、「国体維持」 のため米軍の本土上陸を一日でも遅らせる 時間稼ぎの「捨て石作戦」だったと強調し た。

木戸さんは、被爆者の願いは、①核戦争を起こすな、核兵器をなくせ、②原爆被害への国の償いだと強調し、国内外で「ヒバクシャ国際署名」を拡げて核禁止条約をつくる国際的機運に貢献したい、と語った。

なお、討論・交流では、受忍論の批判、 被爆体験や沖縄戦の体験の継承などがテーマとされ討論された。 (3) @2016年12月10日、日比谷野外音楽堂で「高江オスプレイ・パッド、沖縄・辺野古新基地の建設を許さない東京集会」が開かれ3900人が参加し、全国33道府県で沖縄に連帯する会が開かれた(12月11日赤旗)。

⑤東京集会で、「基地の県内移設に反対 する県民会議」事務局次長仲本さんが沖縄 のたたかいについて大要次のように報告し た。

安倍政権が高江で強行しているオスプレイ・パッド(着陸帯)建設は生物が多様に富む自然豊かなやんばるの森を破壊するものだ、"負担軽減"に名を借りた基地の固定化と機能強化を断固拒否しよう、と訴えた。他にも、青木初子さん(国会包囲実行委)、高田健さん(総がかり行動実行委共同代表)、武田真一郎成蹊大学教授、住民代表などがスピーチした。

©同日、高江周辺の米軍オスプレイ・パッド建設と辺野古新基地建設とを許さない緊急県民集会が米軍北部訓練場ゲート前で開かれ、約700人が抗議した(前掲赤旗)。

(4) ①2016年12月20日、最高裁 (第二小法廷)は、名護市辺野古の米軍基 地につき翁長知事が辺野古埋め立て承認 「取り消し」の撤回を求めた国の是正指示 に従わないのは違法だとして国が県を訴え た訴訟の上告審判決で、「上告人(知事) が埋め立て承認取り消しを取り消さないこ とは違法」であるとして沖縄県の上告を棄 却した(12月21日朝日新聞、河北新報、 赤旗)。

②ここで"辺野古訴訟"の推移を大雑把にみる。

辺野古埋め立ては、2013 年仲井真前知事が国の埋め立て申請を承認したが、翁長知事は2015年10月その承認を取り消した。これに対し、国側はその取消しを撤回するよう是正指示を出したが、翁長知事が応じなかったので、2016年7月違法確認を求め福岡高裁那覇支部に提訴し、同年12月20日の今回の上告棄却に至った(12月21日朝日新聞)。

- ③では今回の最高裁判決は、いかなる法 的論理をもって上告棄却に至ったのか。
- ②本判決は、(i)公有水面埋立法4条 1項1号と同項2号とについて、まず次のような解釈論をとった。まず1号の定める「国土利用上適正且ツ合理的ナルコト」については、その用途が当該公有水面の利用方法として「最も適正かつ合理的なものであることまでが求められるものではない」、そうだとすると承認判断が「事実の基礎を欠いたり社会通念に照らし明らかに

妥当性を欠いたものでない限り瑕疵とはで 12月20日、翁長知事は県庁の記者会見きない」という解釈論をとった上で、 で語った。"問題点の多い高裁判決の結論

(ii) 本件の前知事の1号要件に適合する とした判断に違法等があるとはいえない、 と判断した。

●(i)次に2号の定める「其ノ埋立ガ環境保全及び災害防止ニ付十分配慮セラルモノナルコト」については、「埋立て自体により生じ得る環境保全及び災害防止上の問題を的確に把握するとともに、これに対する措置が適正に講じられていることを承認等の要件とする」、と解釈した。その上で本件埋立事業が2号要件に適合するか否かは沖縄県が定めた審査基準に特段不合理な点があるとは窺えないとし、前知事の承認判断に違法等を窺わせる事情は見当たらない(つまり事情はない)と判断した。

(ii)そうすると本件埋立承認に違法等がないにも拘わらずこれを違法として取り消したものであるから違法と言わざるを得ず、上告人(沖縄県)が本件指示に係る措置として埋立承認取消しを取消さないことは地方自治法 251 条の7の1項にいう「不作為の違法」に該るとし、原審の判断は結論において是認できる、とした(判決要旨は12月21日赤旗による)。

©同判決をどう見るか。

(i)先ず現地沖縄の感想を記す。

12月20日、翁長知事は県庁の記者会見で語った。"問題点の多い高裁判決の結論を容認した。このような判断を最高裁が行ったことに深く失望し憂慮している。今後もあらゆる手法で新基地建設を阻止する。ただ、最高裁判決は福岡高裁とは異なり辺野古が唯一との認定を行うことはなかった。県民の理解が得られない新基地建設を進めることは絶対に許されない。米軍統治時代に米軍との自治権獲得闘争を粘り強く闘ってきた沖縄県民は、日米両政府が辺野古新基地建設を断念するまで闘い抜くと信じている"、と(前掲赤旗)。

(ii)次に弁護士新垣勉さんの談話を紹介 する(前掲赤旗)。

最高裁は新基地建設にむけた名護地辺野 古の埋め立ての必要性についての国の言い 分けだけを認め、環境などにかかわる県の 主張を一切考慮しなかった高裁の判断を基 本的に踏襲した。

最高裁の判断には、埋め立て承認後に広がった新基地建設反対の「オール沖縄」の 世論と運動、名護市長選、沖縄県知事選、 総選挙、参院選で示された新基地建設反対 の圧倒的審判に対する考慮はまったくない

県民は前知事の判断を不適切だと感じて いる。翁長知事は「オール沖縄」の民意に 支えられて当選し、公約の実践として前知 事の埋め立て承認を取り消した。これは 「民意に根ざした対抗措置」だ。

最高裁判決は「あらゆる手法を使って新 基地建設を阻止する」と言う翁長知事の手 と「オール沖縄」の今後の運動とをなんら 縛るものにはならないだろう、と。

(iii)竹下勇夫弁護団長は、"裁判長は地方 自治法改定の意味を理解しているのか。 1996年の地方自治法改定で、国と自治体 の関係を「上下・主従」から「対等・協 力」に転換して以降、国の地方自治体に対 する「関与」をめぐる初めての判決であ る。しかし、国と自治体の関係を従来通り にしか理解していないのではないか"とい う疑問を抱いた、と語った。

(iv) さらに傍聴人の古荘さんは言う。

"沖縄だけの問題ではない。安倍政権の言うことを聞かない地方自治体に対し権力を ふるってくるだろう。声を上げていかなければ、"と語った。

(v)確かにこの最高裁判決には疑問があると考える。第一に、最高裁判決の「解釈論の根幹」をなしているのは、「最も適切かつ合理的」(1号)又は「社会通念に照らし明らかに妥当性を欠く」ものでない限り、前知事の判断に違法等があるとは言えない(=違憲性はない)という思考であ

る。逆にいえば現知事が国の指示に従わなかった場合は違法であるということになる。しかし、この思考は、地方自治体が国(政府)の従たる存在であることを前提としている。いかし、この前提自体は実は逆立ちしている。地方自治体(沖縄県)は、県民の福祉を保障する責務を負っており、その意味で政府から独立した自治的存在なのである(憲法 92 条、地方自治法 1 条、1条の2)。

第二に、最高裁判決には、沖縄の実態を理解していないこと、また県民感情を無視していること(例えば、国土面積の0.6%の沖縄県に米軍専用基地面積の約74%が集中していること、オスプレイ墜落、米軍兵士らの事故・事件などの基地負担の強制)などの点で不当なものである。

(vi)最高裁不当判決に対する抗議声明や 談話を出した団体は、次の団体である。

安保破棄中央実行委、日本平和委、全日本教組、全日本民主医療機構連、日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委。

その声明、談話は大要次の通りである。 "憲法の平和主義、民主主義、地方自治を 根底から破壊する恥ずべき判決""新基地 建設反対と埋め立て承認取消しは、住民の 命と権利を守る地方自治体の当然の責務" "翁長知事、名護市長、沖縄県民、そして 全国が固く団結すれば新基地を阻止することができる""辺野古新基地と高江オスプレイ・ヘリパッド建設阻止、基地のない沖縄の実現へ、沖縄のみなさんと心を一つにしてたたかいをすすめよう、"というものである(12月22日 赤旗)。

(5) ①2016年12月26日、翁長知事は、名護市辺野古の米軍新基地建設に伴う公有水面埋め立て承認取消し処分の撤回手続きをとったと発表した(12月27日赤旗、朝日新聞)。

②この措置は、12月20日の前示最高裁判決を踏まえたもので、取消通知文書は沖縄防衛局に発送された、

(6) ①2016年12月26日、翁長知事は記者会見で名護市辺野古新基地について、"あらゆる権限を行使して建設を阻止すること。国と県との和解条項(3月)と国・地方係争処理委の結論(6月)である「協議」して解決することを推奨していた点"とを強調するとともに、新基地を作らせないため知事としての権限の行使し、厳正に審査し、国との対話を続けていきたい、と述べた(12月27日赤旗)。

②2016 年 12 月 27 日午後、沖縄防衛局 は辺野古米軍新基地建設工事の再開を強行 した 翁長知事は同日午前に菅官房長官に事前 協議を要請したが、菅長官はこれを拒否し た。

同知事は、午後の記者会見で、"絶対に 基地は作らせない"と表明した。

③工事再開に対する県民の抗議が早朝から米軍キャンプ、シュワブゲート前で約250人によって展開され、ヘリ基地反対協議会の安次共同代表は、"私たちのたたかいが政府に圧力を与えている、運動をさらに拡げよう"と語った(12時月28日赤旗)。

(7) ①2016年12月22日、安倍首相とケネデイ米大使は、米軍専用施設(米海兵隊の演習場)北部訓練場(東村・国頭村)の約4000~クタールの返還を発表した(12月22日河北新報)。

②北部訓練場は、総面積 7500 ヘクタールであり、返還実施後は地権者に返還予定。返還により沖縄県内の米軍専用施設面積は約 17%減少。この返還は沖縄の本土復帰との最大規模の返還となり、日本政府(安倍政府)は、返還が沖縄の負担軽減になると称する。そして安倍首相は、12月21日、"今回の返還は基地負担軽減にとどまらず、跡地利用を通じて地域振興に大きく寄与する"と日米共同発表で述べた。ケネデイ大使も、"日米は米軍再編実現に重

要な一歩を踏み出した。基地を受け入れている日本の地域社会、とりわけ沖縄に感謝する"と共同発表で述べた。

③以上の事実を踏まえて、北部訓練場の 返還の現実的意味を考えたい。

第一に返還は沖縄の負担軽減にならない こと、第二に返還は米軍再編の一環に過ぎ ないこと、第三に地元沖縄の反撥が強いこ と、である。

このことを端的に示しているのが翁長知事の態度である。同知事は 12 月 22 日沖縄県で政府が開催する返還式典を欠席し、オスプレイ事故に抗議する集会に参加する、というのである(12 月 22 日河北新報)。

④このような翁長知事の毅然とした態度の奥底には、戦後70年の沖縄の人々の闘いの「歴史」があるからだと考える。そして闘いのルーツは1950年代の「島ぐるみ闘争」であり1960年代の「復帰闘争」である。

(8) その「島ぐるみ闘争」に身を投じた3人の若者(高校生)の群像を描いたルポルタージュ「『島ぐるみ闘争』60年――オール沖縄――の源流」(赤旗2016年12月23日)の大要を紹介する(なお、本ルポは一個の優れた作品なので要約することは難しいが)。

①大城将保さん(77歳) 1956年7月 28日、那覇高校2年だった大城さんは、 米軍による土地強奪の断固阻止を掲げた 「四原則貫徹・県民総決起大会」に沖縄全 域から母校のグラウンドに押し寄せた15 万人の群像の中にいてデモ行進をした。

「とにかく息詰まる米軍の圧政から解放されたかった。…唯一のよりどころは文芸活動 (詩・俳句)であり、文芸交流を通じて高校生たちは問題意識を共有し、広い繋がりを築くことによって1年後の「島ぐるみ闘争」の導火線を準備した。1956年6月末から7月にかけて那覇高校をスタートに高校ごとの土地接収反対の総決起大会が次々と開かれていった。

その年の夏休み伊江島を訪問し、非暴力の象徴、故阿波根昌鴻さんと出会い語り明かした。その時学んだのは目の前でどんな無法が起ころうと、たたかいの過程を長い目でみる。ぜったいにくじけちゃいかんという歴史観だ。「マキテーナイビラン(まけちゃいかん)との(2016年12月22日のオスプレイ墜落抗議集会での翁長県知事)の発言も沖縄のたたかいで積み重ねた経験があるからだ」。

島ぐるみ闘争は一時収束に向かうが、60 年代に祖国復帰闘争として大きく花開くこ とになる。闘争を経験した高校生を含む若 い世代が卒業して教職や琉球政府や基地労働に就き、それぞれの分野で労働組合の幹部として復帰闘争を担うリーダーになっていった。

(ii)西里喜行さん(76歳) 1956年4 月9日那覇高校に入学したばかりの授業中に突然「バンザイ」の喝采を耳にした。近づくと瀬長亀次郎さん(沖縄人民党委員長)の出獄を祝う人だかりであった。瀬長亀次郎出獄のニュースは、米統治下の暗い時代に差し込む一条の光のような強烈な印象を私たちに与えた。

その日の夕方、瀬長氏の演説を聞くこと によって、黙っていては植民地化される。 声を上げなければならない、勇気をもらっ た。所属した文芸部の「車輪」第2号に発 表した「民族の悲劇に対する私の考え」に 於いて「土地接収が我等民族の死につなが る。沖縄の将来に希望をつくるためにも、 ぜひ80万住民の団結」、我々学生の自覚に 待たなければならない」と書いた。高校卒 業後、京都大学で歴史学を専攻し、島ぐる み闘争に関わって沖縄のアイデンティティを 問い直すうちに、中国・東南アジアとの交 易で繁栄を築いた琉球王国の輝かしい時代 に魅かれた。歴史をひもとく中で、明治維 新後の「琉球処分」によって日本に「併 合」された時代と、米軍支配で自己決定権 が侵害され続けている沖縄の戦後とを重ね合わせるようになった。先人たちが困難な状況にどう立ち向かっていったのか、その足跡から今に繋がる解決の手がかりを見出そうとした。そして判明したのは、日清両国の時々の国益(安全保障、経済)で都合のよいように領土を組み込まれたり、切り捨てられた事実であった。真に沖縄が植民地状態から脱するには私たちの意思を国内外に繰り返し訴え続けていく以外にない。

(iii) 宮城佑幸さん(78歳) 詩を書いていたのは首里高校に在学し新聞部に所属していた当時のこと。この小さな島にアメリカの国ができてしまう。高校生の中にも強制接収の実情を拡げなければ、と琉球政府を訪れた。そこで出会ったのは、伊江島の苦難を沖縄じゅうに知らせようと「乞食(こじき)行進で抗議の座り込みに来ていた人たち。耕作地もろとも強奪された住民たちの窮状を取材した。島ぐるみ闘争を通じ、不公正に目を逸らせず立ち向かう経験をした。高校卒業後琉球政府に就職し、労働組合に加わり復帰闘争に身を投じ、60年代に悲願の日本復帰を勝ち取った。

その後、多くの曲折もあった。約40年 後に、新基地反対で再び党派を超えた大き なうねりが起こっている現状に隔世の感を 抱く。『オール沖縄』で保守も革新もない

と共同が広がる時代を再び体験できると	_
は。	

(以下次号)